

# 自火報受信機及び移報盤取替

件名	自火報受信機及び移報盤取替						
図面名称	表紙						
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和 7年12月12日		
業務隊長	管理科長	営繕主任	管財主任	企画	施設管理	作成者	
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科							

# 仕 様 書

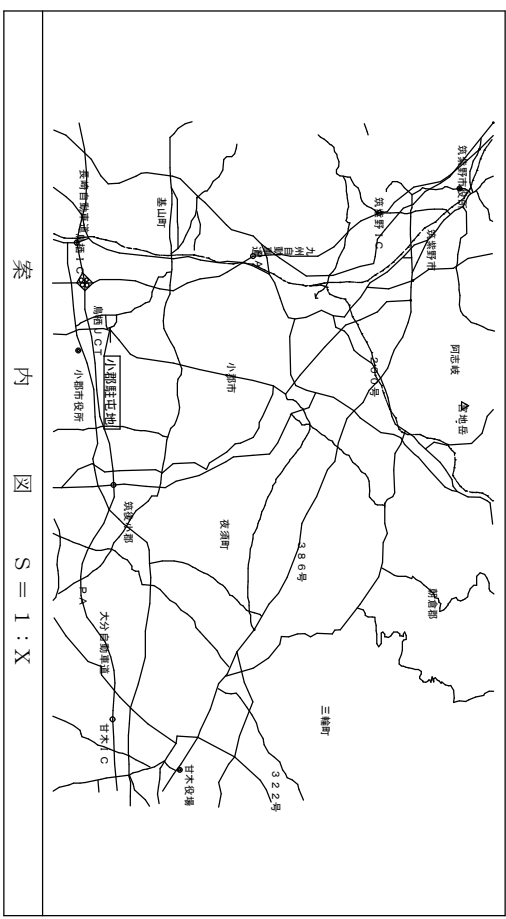
- 1 件 名  
自火報受信機及び移報盤取替
- 2 場 所  
福岡県小郡市小郡2277 小郡駐屯地
- 3 概 要  
自動火災報知設備受信機取替 1箇所  
移報盤取替 1箇所
- 4 一般事項
  - (a) 本役務は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）に基づき実施する。
  - (b) 施工上、軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により実施すること。
  - (c) 写真は、着工前・完成後及び主要な役務段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、確実に消去するものとする。
  - (d) 役務中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
  - (e) 役務中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
  - (f) 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
  - (g) 役務で発生した金属発生材については、発生材調査を作成の上、監督官の指示する場所に集積するものとする。それ以外については請負業者側において適切に処分すること。
- 5 特記事項
  - (a) 作業実施日は、事前に監督官と打ち合わせするものとする。
  - (b) 官側の電気の使用は原則禁止とする。
  - (c) 監督官の指示する書類を速やかに提出すること。
  - (d) 本役務に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
  - (e) 使用する受信機は、以下に示す同等以上とする。尚、事前に承認図等を提出し、監督官の承認を得たのち施工する。

建 物	機 器	既 設	新 設
車両整備工場	自動火災報知設備受信機	能美防災 FCS-129A (P型)1級受信機 20回線 (防排煙連動10回線) 蓄積式 壁掛型)	能美防災 FCSJ107N-R-20L (P型)1級受信機 20回線 (防排煙10回線 壁掛型) ) と同等品であること。)
警 衛 所	移 報 盤	能美防災 FAD129A (P型)1級受信機 20回線 蓄積式 壁掛型)	能美防災FADJ107N-R-20L (P型)1級受信機 20回線 (防排煙10回線 壁掛型) と同等品であること。)

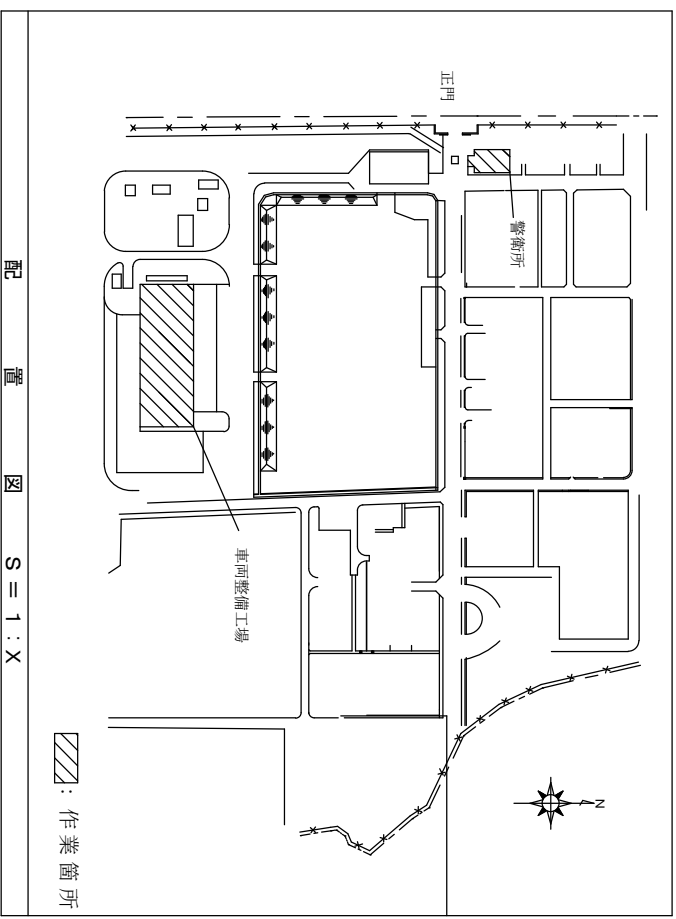
(f) 自動火災報知設備受信機及び移報盤の取替要領はメーカーによるものとし、取替後は総線測定及び動作確認を実施するとともに報告書を提出する。

(g) 受信機及び移報盤の火災表示地区窓は既設の地区窓と同様の表示とすること。

(h) 消防署への手続き等は請負業者側で行うものとする。

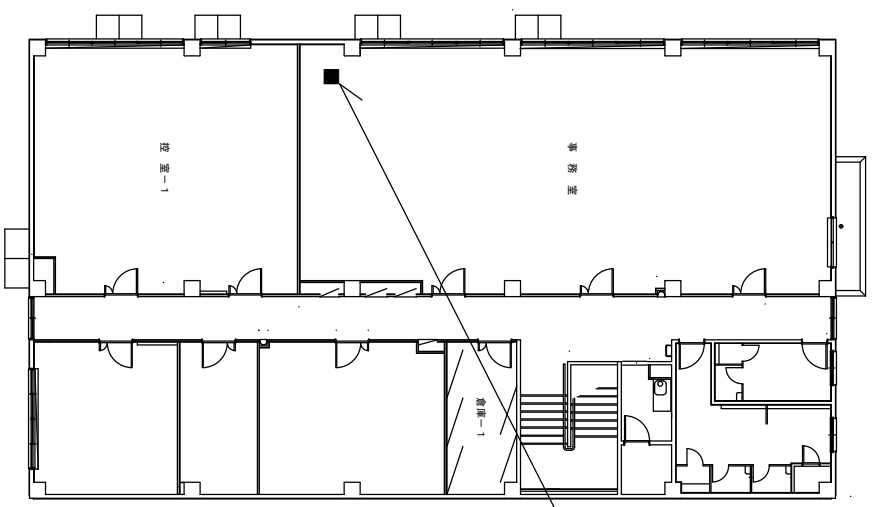


案 内 図 S = 1 : X



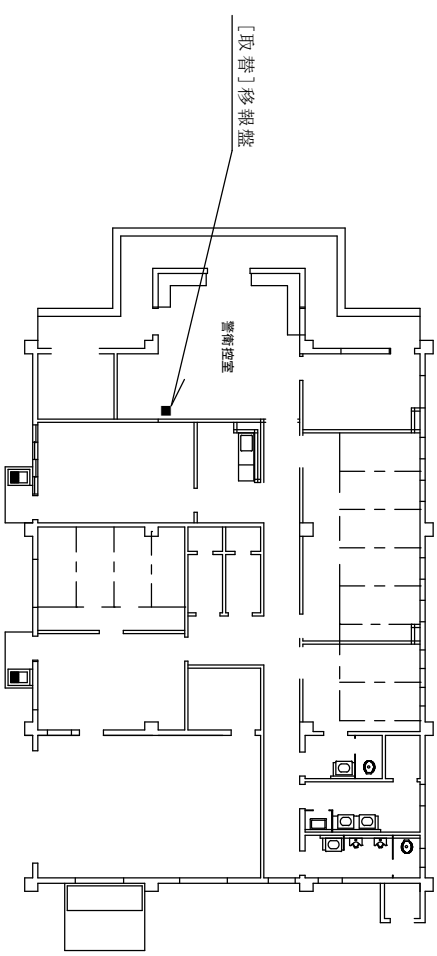
配 置 図 S = 1 : X

件 名	自火報受信機及び移報盤取替		
図面名称	仕様書、案内図、配置図		
縮 尺	—	図面番号	2 / 3
		作成年月日	令和7年12月12日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科			



[取替]自動火災報知設備受信機

車両整備工場2F 自動火災報知設備受信機 配置図



[取替]移報盤

警衛所 移報盤 配置図

件名	自火報受信機及び移報盤取替		
図面名称	自動火災報知設備受信機、移報盤配置図		
縮尺	—	図面番号	3 / 3
		作成年月日	令和7年12月12日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 管理科			